

(独立行政法人造幣局関係者入室)

○大西主査 これより、第3回「資産債務改革の実行等に関する専門調査会 独立行政法人の資産債務改革に関するワーキンググループ」を開催する。

本日は、造幣局、国立印刷局についてのヒアリングである。私、大西が、今日は進行をさせていただきます。

最初に、造幣局の方から、御提出いただいた資料1に沿いまして、10分という範囲で御説明をお願いしたい。

○小野国庫課長 最初に、造幣局の業務について、御説明申し上げます。

お手元の資料であるが、資料1-1として「造幣局の保有資産について」ということで、これは今日の説明の概要を書いたものである。

資料1-2は「造幣局 庁舎及び工場等の図面・写真」ということで用意させていただいている。

ただ、周辺地図は市販の地図を使っているので、著作権の関係で、別途非公表委員限りという資料を配付しているが、他意はない。

資料1-3として「独立行政法人の整理合理化案様式」がある。これが8月末に提出をさせていただいた内容であるが、概要は資料1-1に整理させていただいている。

全体との関係で、最後に資料1-4「独立行政法人 造幣局-整理合理化案の概要-」がある。これは9月26日に、行政減量・効率化有識者会議の方に提出した資料ということで、私どもの全体的な考え方を整理させていただく。

御参考に、9月26日の資料1-4①の1ページをごらんいただきたい。造幣局の業務の概要である。

「Ⅱ. 造幣局の業務内容」にあるように、貨幣の製造等、偽造防止技術の向上のための調査、研究等、褒章・勲章、金属工芸品の製造等々を担当しているが、基本的には大宗を占めるのは貨幣の製造である。偽造防止技術をどのように確保するのかという観点が重要と考えており、行政減量効率化・有識者会議で、独立行政法人について、現在の形式の下で、効率化、資産債務改革等をきちんと行っていきたいというのが私どもの基本的な考え方である。

それに基づいて、具体的にどのように進めているかということについて、資料1-1に基づいて御説明申し上げます。

この見直しの検討につきましては、1ページ目の一番下をごらんいただきたい。独法として財産を引き継いだときに、当時鑑定を行っていただき、17年度財務諸表ベースでの保有資産総額は632億円である。

主要な施設としては、まず工場関係で、大阪本局、東京支局、広島支局と3工場がある。大阪本局は、いわゆる中枢機能も兼ねている。

職員宿舎は、東京都内が6か所、その他が9か所。保養所等は、保養所が3か所、庁舎の分室が3か所ある。

「施設の類型に応じた見直しの方向性」を最初に御説明申し上げます。

まず、本・支局については、業務上の必要性を踏まえて配置しているわけであるが、さらなる有

効活用の可能性について検討する。

職員宿舎については、廃止・集約化等を検討したい。

保養所等については、廃止も視野に入れて在り方を検討ということで、これは7月以降、先ほど申した保有資産の類型を整理して、それごとにどういった検討に当たっての条件なり考え方、あるいは制約要件があるかということそれぞれ整理して、対応の方向性を整理しているものである。

具体的にそれぞれの業務について、留意点等を説明したものが2ページ目以降の表である。

まず、工場であるが大阪、広島、東京の3工場で貨幣の製造を行っている。規模的には、大阪、広島が大きく、東京は現在プルーフ貨幣の製造を行っているが、緊急時には通常貨幣の製造ができるような体制にしている。

現在の3工場体制であるが、緊急改鋳対応ということで、いざという場合に生産能力を確保しなければいけないということ、また大規模災害発生時等のリスク分散ということで、この造幣局については、歴史的経緯もあり、明治前後に当時の大阪商工会議所の方から強い要請があったということもあり、大阪に造幣局の本局が置かれているわけだが、広島、東京にも工場を所在させることにより、大規模災害発生時等のリスク分散をしている。

通貨当局や発注者との連携の必要性もあり、例えば東京支局がそういった位置づけで対応しているということがある。

その他に留意すべきこととして、大阪の本局については、明治維新ごろのさまざまな史跡等も中に含まれているということ、桜の通り抜け等の行事が造幣本局で行われているといったような状況がある。

ただ、そういったことを踏まえながら、私どもとしては、どのように有効活用するのかということは今後検討していかなければいけないと考えている。

3ページの職員宿舎については、国家公務員宿舎の移転、再配置等の取組みを私どもは承知しており、やはりそういったものに準じた形で見直しを行っていくことも重要かと考えている

もう一つ、入居率の現状といったことを勘案しながら、廃止・集約化等の検討を行っていきたい。業務運営上の必要性は、やや留意しなければいけないところがあり、緊急改鋳への対応や交代勤務体制をとっていることから、これについては宿舎の見直しのときに留意しなければいけないと考えている。いずれにせよ、現行の需要等をきちんと精査しながら、やみくもとということではなくて、適切に対応していきたいと考えている。

保養所等である現在白浜、伊東、宮島にあるが、利用率は9～22%という現状である。

したがって、その点を踏まえながら、廃止も視野に入れて、業務運営上の必要性という観点から、福利厚生面への影響に配慮しつつどういった代替的な方策があるのか等を検討する必要はあるかと思われるが、いずれにしても、廃止も視野に入れて在り方を検討することは必要と考えている。

それ以外に、本局、支局に緊急対応の見地から、庁舎分室を設置している。これについては、いわゆる業務上に使っているものだが、利用率は大体60～70%弱という状況である。

この分室に関しては、本局の調査分室は本局と一体の中にあって、歴史的建物と一体の敷地となっている。広島支局の調査分室については、実は広島といってもかなり離れた場所にあり、周辺地

域に代替施設がないこと等については考慮する必要があると考えている。

最後に、造幣局の金融資産についてまとめさせていただく。これについては、なぜ所有しているかという、今後の設備等の維持管理・更新、将来のリスク対応、年金財源等の業務運営上の観点から必要なものということであり、また中期目標終了時には決まっている独立行政法人造幣局法第15条に基づく国庫納付の財源としても必要ということある。

中期目標が5年ごとに期間が終わると、恩給等必要な部分を除きまして、その期間であがった利益の2分の1相当を国庫納付するということが決まっており、造幣局は基本的には受注者の要請に応えながらコストを自助努力で引き下げながら対応している。中期目標期間中にその部分で積み重ねたものの、2分の1を国庫納付するという枠組みになっており、現在ここ5年間を通じて、大体50億弱ぐらいの国庫納付が見込まれるという状況である。

それに関係する地図等は、資料1-2「造幣局 庁舎及び工場等の図面・写真」に載せている。大体工場の敷地と写真を互い違いに掲載させている。

2ページが本局で、大阪の市街地の大川に隣接した形で敷地が確保されている。

4ページの写真が、工場施設内にいろいろ史跡があり、その辺の写真を掲載している。

東京支局については、7ページである。サンシャインシティのすぐ近く、東池袋にあり、それと併せた形で写真を掲載している。

9ページが広島支局の写真である。これは、非公表の別添資料の5ページ目をごらんいただきたい。

広島市ということだが、かなり市外では一番西端の山の近くに設置されているので、ロケーションとしてはそういう場所にあるということで御承知おきいただけたらと思う。

最後の10ページは、分室の写真を掲載している。

造幣局については、以上である。

○岡本委員 大阪についてももう少し有効利用できないのかなという思いを持っていたが、図面、写真等を拝見して、また立地的な経緯とか周辺の状況を伺って、これ以上有効利用するというのもなかなか難しいなということは理解できた。

ただ、結構大阪の造幣局も屋上の面積が広いから、グリーン庁舎化の一環として、屋上緑化とか、あるいは太陽光発電とかの地球環境への貢献のような面でももう少し有効利用のようなことを考えていけばいいと思う。

東京の東池袋の工場は、従来からあの一帯というのは、東京でも非常に有名な密集市街地、典型的な密集市街地であり、造幣局の土地を有効に利用することによって、あの一帯の防災の観点からのまちづくりが非常に効果的に進むのではないかと。従来から言われているところで、東京でされている事業も、ほかのところで代替可能ではないかと思われるので、積極的に地元の区とか東京都とは御相談いただいて、まちづくりの観点からどう使うかという方向で御検討をいただきたい。

○小野国庫課長 大阪について補足説明をすると、実は数年前に大阪の庁舎に隣接するような宿舎の部分について、高度化を図ろうと思って、当初案ではより高い建物を建てようとしたが、川沿いということで、大阪市との調整の関係上、より低い建物にしたということがある。

したがって、私どもは有効利用という形で、容積率をいっぱい使いたいなと思いつつも、かなりそういった調整があるので、資産価値を向上させていくというには限界があるのかなと思う。

したがって、今後の有効利用の可能性を考えながら、例えば大阪において宿舎を集約化する時には、本局一帯の有効利用が余り十分にできないということであれば、そこを本局の1部分を切り売りすることもまたいかがかなという部分があるので、そうであれば、逆にそういったところに集約化して、周りの大阪の宿舎を廃止していくという方策もあるかと思われるし、その辺は状況、実行可能性などを考えながら、いずれにしても大阪の地域でも有効な見直しを図っていければと考えている。

やはり、環境対応ということに関しては、今、造幣局については、貨幣の铸造ということで、片側で特定独法という下で通貨の価格等をなかなか上昇させる環境にはないので、そういう下でむしろコストを切り下げる方向に行っている。そういう中で、必要な設備投資をどういうふうにあロケーションするかというのは非常に難しい部分であるが、将来的に見れば、環境対策等も配慮しながら考えて決めていこうと思っているので、バランスをとりながら考えていきたいと思う。

東京の部分については、確かに大阪と比べましても、容積の有効利用率が低いという状況があり、先ほどの写真のとおり、近くにサンシャインビルが建っているということで、ひときわ目立つ状況だと思われる。

ただ、現在、豊島区は用途は第一住専にしているので、豊島区が用途をどういうしたい意向なのか等も踏まえながら、危機管理対応という観点から、やはり最低限の機能は維持していきたいと考えている。

また、この部分については、豊島区としてもまちづくりの観点から、この機能は維持してほしいという考え方もあるように聞いているので、有効活用、高度利用の観点から、関係諸機関ともよく調整しながら、何ができるかということを検討していかなければいけないという問題意識は有している。

○翁委員 資料について質問がある。資料1-2の一番最後の10ページの写真だが、白浜分室、伊東分室、宮島分室とは保養所のことか。

○小野国庫課長 保養所である。使用割合としては9~22%という状況で、それに即して本当に現在の形でなければいけないのかということで、先ほどの観点も踏まえながら検討したいと考えているところ。

○緒方委員 「廃止も視野に入れて」と書いてあるが「廃止を視野に入れて」というふうには検討いかがかと思う。

それから、地方の土地だが、広島工場について質問がある。11万8,000平米で、面積が極めて大きく、利用率が14%くらいとなっている。これを縮小するにしても、土地価格も低いので、あまり合理化や健全化に役に立たないのかもしれないが、やはり維持していくのも余りに広いと大変かと思われる。やはりこれだけの広さは必要なのか。

○小野国庫課長 まず、最初の保養所の観点については、今、御指摘をいただいた点も踏まえて、検討していかなければいけない。

広島については、1つ工場の特性から申し上げると、貨幣の製造については、一番元は、製鉄と同じように金属を溶解して、まず板をつくる。それをコインの形に打ち抜くという工程なのだが、大阪や東京は、機能としてはコインを打ち抜く工程から始まるが、広島については、製鉄と同じように、金属を溶かして溶融するような工程がある。

したがって、建物を2階建て、3階建てにするというような形の構造にはなかなかなじまないところはあり、ある程度面積的には広くとりたいというところもある。

ただ、いずれにしても、広島は敷地の地価が低いので、例えば宿舍が老朽化したときにどういった対応をするのかということを含めて見直しを行うときには、場合によっては、いろいろな職員状況を踏まえると、宿舍を新しく借り受けるのか、どうしても資産を保有しなければいけないのかを含め、漫然と建替を行うということではなくて、広島地域においても必要な見直しを行う。

そういったところは地価は低いので、新しい設備投資を行うときに、売却益ですべてを賄う稼ぐとか利益を出すということはなかなか困難かもしれないが、やはりそういう努力をきちんと行っていきながらやらないと、国民の理解は得られないかなと思っているので、大阪や東京だけの問題だと限定せずに、同じ考え方を踏まえながら、何ができるかということを検討していかなければいけないということは当然のことだと考える。

○加藤委員 もう一度、東京について聞きたい。

東京というのは、造幣局として豊島区のサンシャインシティのそばにある必要性というのではないかと私どもは思うが、いかがか。

○小野国庫課長 1つは貨幣については、今、大阪本局の製造のウェートが非常に高い。したがって、それについては、リスク分散の観点から、もし大阪がつぶれたときに広島だけでなかなか全部対応できないというところ。歴史的な経緯があるので、本局は大阪にあるが、日本全体のロケーションという観点、さらに貨幣のデリバリーも、できるだけ交通の要所、集約された場所にあった方が良いということ、また、日銀等との関係もあるので、地価が安いところであれば良いという話ではないと思われる。

機能については、以上の通りであるが、それでは、東京に必要なものは先ほどの写真のような部分に漫然と所在することが必要かについては、別な次元の話であり、そこを有効活用する中で、本当に必要な面積はどの程度なのかということのを再精査すれば、それは豊島区等の要請もある中で、世の中から御理解をいただくような方策というのはいろいろ考え得るのではないかと考えているので、むしろそういう観点からよく調整をしていきたいと考えている。

ただ、やはり貨幣ということがあるので、単に機会費用の観点のみから、とにかく安く遠いところに行けばいいという話ではなかなかない要素もあるので、その点は御理解いただきたいと思う。

○加藤委員 それほど遠くへ行けとは言わないが、池袋のようないい立地のところにいる必要がないのではないかという感じがする。

豊島区との都市計画の調整はあるかもしれないが、ここの池袋の土地であれば、ある程度機会費用においても移転費も出てくるのではないかと思うので、それなりの売却ということも、当然視野

に入ってくるのではないかと思われる。

○小野国庫課長 伝統的に豊島区との関係等々があるので、移ると言っても工場であり、やはり新しいところで操業するときは、その地域ごとの調整コストとかあるから、工場としても本当に最低限の面積にしたときに、その部分の今後の費用等がどうなるのかとか、調整コストがどうなるのかといったことを総合的に勘案しながらやっていかないといけない。

いずれにしても、この面積をそのまま置いて、この割合を前提として、どこに移るといふには、有効価値は図られていないところだと思われる。先ほど申した広島ように貨幣の溶解工程などを持っているわけではないので、より集約化等を図る余地はあると思われる。そういったことを前提としながら、それだけの有効活用を図るものとして、それをどこに置くのかということと考えるべきなのかなと思う。よく関係するところと調整しながら、何が最適かということを考えていきたいと考えている。

○翁委員 宿舎についてだが今、廃止・集約化という方針を表明されているが、具体的に東京や本局についてはどのようなスケジュールで、どのような方針で今、お考えなのか。

○小野国庫課長 全体像や特に東京などにつきましては、今、申し上げた支局全体をどうしていくのかということもにらみながら考えていきたいと思うので、この部分と独立にばらばらにということはいかがかと思う。

そういったものに応じて、例えば廃止・集約化するにしても、どこにしたらいいのかということころは微妙に関係するところがあるが、ただ御承知のように宿舎であることから集約化に非常に時間がかかるという、国で行っているような資産債務改革に乗らないような日程で検討するといった対応をするつもりはない。できるだけ考えて、早めに対応していきたいと考えているところ。

○大西主査 先ほど、東京の工場が幾つかお話に出て、全面移転は色々な面で難しいが、面積等を縮小した上での部分売却等はある得るというような意見だと思われるが、現実には例えば集約する場合には、どのぐらいの割合を残せばいいということになるのか。

○小野国庫課長 これは具体的に関係するところといろいろ調整していかなければいけないと思うが、今、支局の敷地を見ると、全体として容積率の利用割合が3割ぐらいなので、単純に今の使い方を前提として、大体3分の1とすれば容積率100%までいく。建物の構造などがあるので、それ単独でそういった計算ができるかどうかということは別にしても、かなりの集約化が図れるだろうと思われる。

もう一つは、本当に面積的に必要なものはどのぐらいかということとを精査することにより、更にいろいろ見直しを図っていく余地があるのではないかと思われる。

それと、地域が第一種住専なので、本当に有効利用が可能なのかについて、ある意味では、地元がどのように考えるのかということがある。例えば、今の第一種住専を前提とした場合には、周りにいかに高い建物があっても、用途との関係で機会費用がどのようになるのかといった問題が出てくる。これについては豊島区が考え方を調整していくとすれば、これに応じてどのように対応したらいいのかという論点はあろうかと思う。

地元の意向なり考え方をよく伺いながら、どういう対応が一番いいのかということを考えていか

なければいけないと思っている。

○大西主査 宿舎については、これも御検討されて、それほど延び延びのならない時期にきちんとやるという御説明だったと思うが、今、残っている宿舎を大体どのぐらいの目標に減らそうというお考えか。

○小野国庫課長 基本的には、今、かなり人員減を図ってきており、5年間で十数%の人員削減をしている。これから先の業務のあり方についても、まさに今、様々に検討しているところであり、関係する各審会議等にも御説明しなければならない話。その辺も今後どうするのかということをお慮に入れながら、必要な戸数を減少させていかなければいけない。

したがって、今の規模に比べまして、全体を維持するとかいうことではなく、今の空室率等を当然反映させた形にはしていかなければいけないと思っている。

ただ、他方、造幣局と後ほどの印刷局については、基本的に相当ラスパイレス指数でも公務員比費でも低い給与の職員が、どうしても先ほどの貨幣製造や日銀等との関係等により、ある程度都市部に居住してもらわないといけないということからすると、言い方は悪いが、そこをある程度抱え込むような形で対応しないと、色々と生活に個々人の差が出て、リスクが増大することになってしまうので、このようなことは避けたいところである。そういういった観点から適切な規模がどのぐらいなのかということをお考えなければいけないと思う。

いずれにしても、漫然と今あるものをそのまま建替えたいということではなく、精査をしていきたいと考えている。

○岡本委員 東京の件だが、第一種中高層住居専用地域でしょうか。

○河野総務部長 第一種住居地域である。

○岡本委員 用途地域は専用地域ではないか。

○河野総務部長 専用地域ではない。

○岡本委員 容積率は、第一種住居だと300か。

○河野総務部長 現在は、建蔽率60、容積率400である。

○岡本委員 現在は第一種住居の400ということだが、防衛庁の跡地と同様に、東京都なり地元の区の方と調整して、あらかじめ地区まち計画をつくって容積率も上げるとか、あるいは用途についても弾力化をすとかいったこと的前提条件を付けた上で民間に売却すれば、かなり高い付加価値を更に持てるのではないかと思う。

単に現在の都市計画を前提として、集約化とか売却を考えるのではなく、もう少し都市計画そのものの修正のようなことを、まちづくり全体のストーリーの中で考えた上で、戦略的に対応していただきたいと思う。

○小野国庫課長 極めて重要な視点であり、やはり今、独法全体をごらんいただいているのは、まさに国に順じた形でその資産をどう有効活用するか、ということである。

したがって、その処分をするに当たっては、その財産を最大限きちんと確保しつつ、どのように有効活用するのかという観点をよく踏まえながら検討する必要があると思うので、今、いただいたお話なども十分よく踏まえながら、今後検討していきたいと考えている。

○大西主査 東京支局の庁舎分室は先ほどの豊島区とまた違う場所の文京区大塚にあるが、これは容積率と利用率が24.5%とのことである。ここは何らかの形で移転とかいうことはあり得るのではないか。

○小野国庫課長 確かに分室は、研究会等の諸々の対応に用いているが、実際の使用割合は7割弱ぐらいということである。

大阪や広島については、庁舎内にあるとか遠隔地であるとかいったような、更に考慮すべき事情がある。一方、東京の場合には、そこまでのことはない。近くにいろいろな宿泊施設等もあるということとは事実。したがって、先ほどの宿舎も同様だが、東京支局の有効活用はどうあるのかということと、真に保有していくことが必要かどうかといったことを全部考え合わせながら、最適な考え方をどうすべきか、ということ整理していくのかと考えている。

○大西主査 それでは、今日幾つかこちらの方からも御指摘させていただいた点を、具体化等も含めて、よろしく御検討いただきたいと思う。

それから、改めてこちらの方で今日のヒアリングの中身を、また我々の方で整理した上で、もしする必要があればコメントすることもあるので、その節はよろしく願いたい。

(独立行政法人造幣局関係者退室)

(独立行政法人国立印刷局関係者入室)

○大西主査 続いて「独立行政法人の資産債務改革に関するワーキンググループ」の国立印刷局のヒアリングをさせていただきたい。

御提出いただいた資料2に沿って、10分間ということで、御説明をお願いしたい。

○小野国庫課長 それでは、引き続き説明させていただきたい。

資料は、先ほど造幣局の件で御説明をしたのと同じ構成である。ただ、印刷局の庁舎の図面・写真はすべて資料2-2の中にまとめて掲載させていただいている。

まず印刷局の業務であるが、資料2-4①、行政減量・効率化有識者会議に御提出させていただいた資料の1ページ目をごらんいただきたい。

印刷局につきましては「○高度な偽造防止技術及び厳格な管理体制をもって日銀券を安定的かつ確実に製造し、通貨制度の安定に寄与。○旅券についても、偽変造旅券による不法入国や国際的なテロ事件に対し、高度な偽造防止技術を維持することにより、国民生活及び国家の安全に寄与。○官報の編集、印刷により、国民の権利義務に関する重要な事項などを国民に正確かつ確実に提供」等々が使命とされている。

それに基づいて、1ページの下のように「Ⅱ 国立印刷局の業務内容」としては「1. 日銀券の製造」「2. 偽造防止技術の向上のための調査、研究等、日銀券の真偽鑑定」「3. 旅券、印紙、切手、国債証券等の製造」「4. 官報の編集、印刷及び法律案等の印刷」「5. 白書・調査統計資料等政府刊行物の編集、印刷等」に対応している。

これに関しての私どもの考え方は、「印刷局に期待される役割」を踏まえると、現行の形での独立行政法人は不可欠と考えている。

「1. 業務の見直し」、「2. 業務運営の効率化・製造体制等の見直し」を図るとともに、保有

資産の見直しを着実に行っていきたいと考えている。

具体的な内容は、資料 2-1 に戻って「国立印刷局の保有資産について」である。

1 ページの左下であるが、保有資産総額については 17 年度財務諸表ベースで、3,350 億円という状況である。この保有資産をどのように活用するのかということがポイントになると考えるので、これも類型ごとに考え方を整理させていただいている。工場が 7 工場あるが、これは更なる有効活用の可能性について検討する。

職員宿舎は、東京都内で 30 か所以上あるがまず都内宿舎から廃止・集約化等の検討を行う。

保養所 4 か所については、廃止も視野に入れた在り方を検討する。病院については、病院業務から撤退しようと考えており、今、東京病院及び小田原健康管理センターがあるが、後者は 19 年度末をもって移譲または廃止。東京の病院については、医療の継続等に係る交渉を踏まえ検討という状況にある。大手町の敷地につきましては、現在、大手町のまちづくりの協議会の下で連鎖型際開発についての検討に着手している状況である。それぞれの考え方の概要を御説明させていただく。工場については、現在、次の理由から 7 工場体制を引いているところである。

まず紙幣については、緊急改刷対応ということで、16 年度は磁性特性を活用した紙幣の大量偽造等が起り、3 券種同時改刷をしたが、そのときには、現在の工場体制の下で、更に土日等の勤務も含めて行った結果として、何とか改刷対応をしたという状況であった。したがって、製造能力の関係で、必要な体制を確保する必要がある。

また、大規模災害発生時等のリスク分散が必要であり、銀行券は偽造防止対策のために、現在、製紙工場から独自の紙をつくり、それに対して製造を加えることになっている。したがって、製紙工場が小田原と岡山にあり、4 印刷工場が滝野川、小田原、静岡、彦根にあるという体制になっている。そういったリスク分散を検討する必要がある。

銀行券の安全・安定的な納入については、非常にセキュリティーを重視しなければいけない。日銀の要請もあるので、具体的なことは差し控えさせていただきたいと思うが、現金需要にかなり地域性がある。セキュリティーへの配慮をしなければいけない。銀行券の引き渡しは、厳格な管理が必要ということで、そういうコストを最小化するような立地でなければいけない。やはり機会費用だけで考えるのは、なかなか難しい部分がある。

もう一つ、それ以外の業務も含め、通貨当局や発注者との連携が必要であり、政府及び日銀など、主要発注者は東京に所在することがある。したがって、王子工場や虎の門工場などでは、資料に書いているような業務を担当しており、政府所在地近郊に製造工場を確保しなければいけないこともあり、そういった工場体制を前提としながら、見直しをしなければいけないと考えている。有効活用の可能性について、こういったやり方があるかについては、きちんと検討していかなければいけないと考えている。

「職員宿舎、保養所」については、先ほど申し上げたとおり、印刷局にはかなりの宿舎等があるので、法定容積率に対する利用度と、緊急改刷、これは造幣局等も同じであるが、交替勤務体制といったものについては廃止しつつも、集約化を行っていく必要があるだろう。その際には、入居率の現状として、効率化等に伴って宿舎の需要減が現にあるので、そういったものをきちんと考慮し

ながら、集約化等を進めていきたいと考えている。

保養所の利用率については、26%から44%という状況である。こういった点も踏まえながら、廃止をすべきとのことであるが、廃止を視野に入れて、在り方を検討していきたいと考えている。

4 ページは、印刷局病院の小田原健康管理センター及び東京病院であるが、小田原健康管理センターについては、19 年度末をもって移譲または廃止を考えている。

東京病院については、他の医療機関への移管について交渉している。ただ、現在地における医療の継続が、地域（東京都北区）の移管条件であることから、今、適当な対象として、こういったところがあるのかということとをいろいろと検討、調整しているところである。いずれにしても、病院業務からは撤退したいと考えているので、そういうことを踏まえながら、対応していきたい。

大手町について、今後の業務を適切にする観点から、独法創設時からこれらの資産を保有している。大手町の敷地資産は、17 年度財務諸表ベースで 852 億円となっており、保有資産総額の 25% 相当になる。したがって、この点については、都市再生本部事務局等の指導を仰ぎつつ、東京都及び周辺地権者と連携した連鎖型再開発についての検討を着実に開始しており、今年の夏から、まちづくりの検討の場が設けられているところである。この土地の処理は、保有資産の資産価値について十分配慮しながら、透明性・公平性を確保しつつ手続を進めたいと考えている。

金融資産については、先ほどご説明したとおり、業務運営上の観点から必要で、中期目標期間終了時における独立行政法人国立印刷局法第 15 条に基づく国庫納付の財源としても必要なものである。

続いて、資料 2-2 をごらんいただきたい。

最初は工場関係だが虎の門工場を始めとして、各工場の地図・写真等を掲載させていただいている。それぞれの地図には、敷地面積、路線価等も掲載させていただいている。

7 ページは、滝野川工場。この工場は、昭和の初めの震災後に建てられた、当時としては立派な建物である。

7 ページの下は東京病院ということで、これは、今、移管を考えている病院である。

8 ページ以降は、工場施設等がある。

10 ページは、小田原工場に付随して小田原健康管理センターがあるが、これは業務を廃止することを考えているところである。

20 ページ、21 ページは、大手町の政府刊行物サービス・センターであるが、今後の業務の見直し等も踏まえながら、在り方を検討していかなければいけないと考えている。

市ヶ谷センターについては、研究施設と印刷の展示施設が併設されたものであり、市ヶ谷の防衛庁の裏側にある。これについても、有効活用方策を考えていかなければいけないと考えている。

大手町の土地については、地図で 24 ページに掲載している。もともとなぜ大手町にあるかと言えば、25 ページのとおり、印刷局が発祥したときに、このような建物が大手町に設けられた。

今では有効活用として、26 ページにある大手町の現状のとおり、一部、郵政省から返還されて更地になっている土地もあるが、旧東京国際郵便局の本館や通信ビルなどが現在あり、この地域をどのように活用していくのかというのが課題である。

27 ページは、都内の宿舎の配置図である。現在ここに所在するような形で、宿舎が配置されている。山手線の内側などにも多数宿舎があるが、緊急対応等を考えるにしても、地価が高いところにある合理性については、当然、御意見もあるところだと思われるので、できるだけ緊急に対応しつつも、地価等を考慮して一点に集約化していければと思っている。

28 ページをごらんいただきたいが、集約化の1つの候補である赤羽宿舎については、向こう側に国家公務員宿舎が建っている。

29 ページは公務員宿舎であり、これは都心の宿舎等を赤羽に集約化したものと承知しているが、なお同じような形で幾つかの土地を使って集約化を行い、残りは処分していく流れにすれば、相当の有効活用が図れるかどうか現在考えているところであり、具体策については、今、検討中である。

31 ページについては、宿泊所等は廃止をというお話が緒方委員からあったが、そういうことも視野に入れながら検討していきたいと考えている。

最後に、久我山の運動場で、どのように対応したらいいのか考えなければならないと思っているが、実際には杉並区に貸しており、杉並区がこれを地元開放していろいろ使っている。これを有効活用するという話になると、用途として民間に売却といった話になじむのか、また、区との関係をどうするかといったような点に留意しなければならない。そういった土地であるということだけ御理解いただけたらと思う。

○岡本委員 大変熱心に有効活用と資産価値の向上に取り組まれている状況が理解できた。

ただ、虎の門については、あれだけの枢要な位置にわざわざ官報を刷るための工場等が必要なかどうか。昔であれば、国会で法案が上がって、直ちに官報に掲載するため、地理的な近接性が必要な時期があったと思うが、今はほとんど電子データで法案関係も処理されているかと思われる。そういう意味で、官報にせよ白書にせよ、あの場所で印刷することはないのではないかと。周辺の虎の門病院などと一体的にまちづくりの中で、再開発の方向に持っていくということで、是非御検討いただきたい。

最後に説明された久我山の運動場については、杉並区の防災計画上の扱いはどうなっているのか。避難所等に指定されている可能性があるのではないかとと思う。

○小野国庫課長 まず虎の門工場については、現在、別の場でもいろいろな機能論の御議論をいただいているが、今、虎の門は本局機能、工場としては、官報等の編集を行い、実際に印刷をする印刷機までを一貫として設けている。

国会や官報を扱う内閣府等の御意向を踏まえると、その機能自身をなくすことは、国の意思の伝達手段としてはとりえないと考えている。

実際上は、全部電子データ化にすればいいが、諸事情等もあり、現在、法案等に迅速に対応する際にはペーパーでの入稿も受け入れざるを得ない。逆にデータで全部入力されるような形になればいいのだが、そこは送り手の関係もあり、場所的に近接しているという条件を、今、急になくせというのは難しい状況だと思っている。

ただし、虎の門に置いておく機能として、どのぐらいが必要なのか。先ほど加藤委員からもお話があったように、既にあるから、すべて同じ規模のままが良いのかといった御議論もあるかと思う。

つまり、今のようなお話も踏まえ、虎の門にはどういった機能があるべきなのかもきちんと見ながら、有効活用という観点で何が一番適当なのか検討したい。その際には、周辺のニーズがどうなのかといった点がございまして、印刷局から働きかけを行うなどと今の時点で申し上げる状況ではないが、いずれにしても、地価が高い場所であり、機能論だけから今の形式が良いという説明ができるのか、もう少し機会費用等を考えなさいというお話だと思うので、そういうことも踏まえながら、有効活用について検討していければと思う。

久我山の運動場の件については、特に防災拠点といった形では位置づけられてないが、その近くの公園等々と併せて、全体として非常に広大な空き地のスペースの中で連続するようなエリアの一角を占めていることは事実であることから、そういう話を本当に持ち出すと、単純に民間に売却すればいいのではないかとといった話には、杉並区の方からはならないのではないかなと思う。

○加藤委員 大手町の敷地について確認させていただきたい。大手町の敷地は、資産規模全体の25%であり、かなりの資産規模である。要するに、大手町の再開発、つまり、1つの都市開発と一緒にバリューアップして高く売れるような形で売ろうということか、それともコーポレートして売るといふことなのか否かということを知りたい。

○小野国庫課長 いずれにしても、どういう処分の形が国との関係で、有効活用として一番いいかという方策を考えなければいけないので、具体的な形式論としては、さまざまな形があると思う。それは今後検討していきたいとは思いますが、いずれにしても、ここに書いているとおり、保有資産の資産価値について十分配慮する必要がある。先ほど岡本委員から豊島区の土地の件で、今の都市計画の環境を前提とするのではなく、今後より全体的なバリューアップも含めて考えるべきというお話もあったが、多分、大手町も同じような話ではないかと思われる。

したがって、資産価値について、一番有効な活用ができるような環境が地権者との様々な調整の中で確保されて、国民から見て透明性・公平性を確保した形で、今、加藤委員からご指摘のような点に対応していくことは必要だと思うが、いずれにしても、そういったことを含めて関係者と調整中である。

○加藤委員 大手町は、今、具体的に何に使われているのか。敷地なのか。

○小野国庫課長 敷地については、先ほどの写真のところをもう一度ごらんいただきたい。

24 ページの下にJの格好で3区画ございまして。一番右上のところは、現在、26 ページの真ん中の旧東京国際郵便局本館であり、もともと国際郵便局が使っていたが、今は退去して、建物はあるが空いている状況である。

24 ページの右下だが、ここは現在更地になっている。もともと郵政省が使っていたが、現在、更地にした上で返還されている。これが24 ページの右下である。

24 ページの左側のブロックには、今、通信ビルがあり、通信博物館などに使われている。

したがって、これを大手町のまちづくりの検討の場で全体としてどのように有効活用していくのか、連鎖型の可能性があるのかどうかといったようなことを、現在、関係者で御検討いただいていると承知している。

○加藤委員 土俵に乗っているという形であると認識すればよろしいか。

○小野国庫課長 おっしゃるとおりである。

○翁委員 先ほど大手町の政府刊行物サービス・センターについて触れられたが、霞が関の政府刊行物サービス・センターについては、今どういうお考えをお持ちなのか。

○小野国庫課長 政府刊行物センターの在り方については、全体の業務についての検討の中で、今の事務・事業にダイレクトに関係するものは、先ほどきちんと考えて手段を確保しなければいけないと申し上げたが、それ以外の部分について、印刷局がどれだけやるべきなのか検討すべきであり、この検討と比例する形で政府刊行物センターの在り方についても今後検討していかなければならないと思っている。

ただ、併せて、政府刊行物センターのところだけで有効活用するかどうかという、周りとの関係がある。御承知のとおり、大手町の部分については、その一角は気象庁と東京国税局が入っている合同庁舎の3号館があり、これは理財局による国有財産の見直しの中で、この部分を有効活用するという話になっているので、それと併せてどうするのかという話になるかと思われる。

霞が関の部分については、その建物の裏側に位置しているのは、農水省の建物であり、本当に有効活用することになると、農水省の建物もどうしていくのかということも併せて検討することが、自然の流れかと思われるので、全体的な動きを見ながら対応すべきと考えている。

○緒方委員 政府刊行物サービス・センターは、業務の見直しの観点からいけば、むしろ民間の書店などに業務を任せの方がいいと思っているが、これは今日の議題ではない。小野国庫課長からそういう業務の在り方も含めてとのことであったが、その観点から言えば、政府刊行物センターなどは、民間でやっても構わないのではないかと思う。

○小野国庫課長 補足すると、既に建物としてはあるが、その敷地自身の運営については、民間に委託をしている。ただ、そもそも土地の費用が確かに高い部分について、まさに今ここに土地があることを前提として民間委託をしているということであるから、別途の観点から有効活用策を考えなければいけない。

多分、大手町の部分については、今、国で動きがあるので、その動きも踏まえながら考えていかなければいけないので、もしかしたら、そういうタイミングに合わせながら検討という形になる。そういった要素もあるので、それは縦横をにらみながら考えていきたいと思っている。

○緒方委員 言葉の定義の共通認識を持ちたいと思う。廃止という言葉は、どのように理解するのか。廃止も保有するのか、廃止して売却するのか。どちらなのか。廃止ということは、売却という理解でよろしいか。

○小野国庫課長 廃止するということは、まず今の用途では使わなくすることであり、一番有効な形が独法による利用なのか、最終的に国による利用なのかということはあるが、それを処分を含め有効に活用していくことだと思う。

よって、例えば、廃止したものを別の形で使っていくというやり方もあると思う。それはどういうことかという、より資産価値が高い施設を処分するために使えば、すなわち、ある施設を廃止して、そこに機能を移転させ、より資産価値が高い施設を処分すれば、全体として利益が出ることもある。当然、廃止した一つひとつの施設をどういう形で有効活用したらいいのかというのは、今、

全体で幾つかの分野ごとに方向をいろいろ決めているが、より総合的に考えながら、よりいい形で有効活用が図られればと考えている。

ただ、基本的にはそういった処分がされることにより、それが金になれば、一部分は設備投資なり事業に回り、他は納付金等を通じて、国庫納付されることになる。当然そういうことになっていかなないと、資産債務という意味での文脈からすると、意味がないのかなと考えている。

○緒方委員 もう一つ、東京病院の移管状況については、何か具体的にオファーなどがあるような状況なのか。

○小野国庫課長 今、個々に調整をしているところである。いずれにしても、病院を全体として移管することになれば、相手方の条件が厳しいところがあるので、そういった総合的なところを加味しながら、どういう条件で移譲するかということを考えなければならない。単純に土地の資産価格では、様々なオプションもあるため、病院事業の継続という前提ではなかなかまとまらないだろうという感じである。むしろ、事業を廃止して病院事業から撤退するというのを、業務縮小の観点から検討していかなければいけない課題かと思っている。

○緒方委員 小田原の健康管理センターは廃止するという小野国庫課長からの御説明があったが、廃止ということは、ここを売却するというのではなく、有効利用も考えるという理解でよろしいか。

○小野国庫課長 選択肢は2つあり、単純に売却するというやり方と、繰返しとなるが、もっと資産価値の高いところが処分できるように、ある機能を持っていくというやり方があると思う。そこはまだ線が引かれたわけではなく、どういった可能性が最も財政に貢献するか等を含め、検討していく必要があると思われる。

○大西主査 虎の門の本局については、先ほど幾つか質問したところであるが、これと隣接して、虎の門敷地があるが、これが地図上ではよく分からない。これはどういった利用がされているのか。

○小野国庫課長 5ページをごらんいただきたい。「大手町敷地」の一番右下のところに「(参考)その他賃貸資産について」にあるとおり、虎の門KKR貸付地を18年度に売却済みである。

先ほどの1ページをごらんいただきたいと思うが、虎の門工場の敷地は上の表を見ると、虎の門病院の横に虎の門工場がある。実は虎の門病院の一部分を底地ということで、印刷局が虎の門病院に貸していた。虎の門病院の機能を以前から支えていたものであり、適正な形で鑑定をした上で、18年度に虎の門病院に売却している。したがって、現在は虎の門工場と書いているところの敷地は、印刷局の所有になっており、虎の門病院はまさに底地自身が持たれる形になっている。

○大西主査

市ヶ谷センターは地価も高い場所であるが、ここにある必要があるのか。

○小野国庫課長 市ヶ谷センターについては、今、研修施設と博物館が入っている。やはり偽造防止策等々の研修は必要であり、何らかの研修機能は維持しなければならない。印刷局の役割については、法律上も紙幣等に関する情報の普及があり、市ヶ谷センターはそういったことに寄与しているので、機能はある程度維持していきたいと考えている。

具体的には、今後、有効活用の検討ということで整理をしているが、市ヶ谷の部分については、

ここにもっていく意味があるのかという今日の御指摘を含めながら、考えていかなければならないと思っている。

ただ、その際に、博物館の機能をどこに持っていったらいいのか。今、印刷局で持っている土地のところでは、虎の門は余り使うなというお話があるので、有効活用の中で考えるとすると、ほかの工場辺りに移すことになるのだろうか。そういったことも含めて、今後検討しなければならない。

○大西主査 政府刊行物サービス・センターについて、東京以外のエリアは、基本的にテナントとして入って営業しているのだと思うが、そうすると、そもそもそれ自体を保有する必要性が基本的にはないということであり、例えば民間に売却して、1階にテナントとして入るといったように考えるのが自然のような気もする。

○小野国庫課長 結局そこだけ切り売りして考えるということであれば、多分それも1つの方策だと思うが、今、保有している大手町と霞が関というのは、大手町は先ほど申し上げたように気象庁、合同庁舎3号館と隣接する土地、もう一つのところは、霞が関の真ん中にある。それらを印刷局だけの判断で、民間に売却するのが適切なのかどうか。これはまた別の視点もあるかと思うので、全体的な流れも見ながら判断した方が良いものなかと思う。これは検討すべきことであるが、個人的には、そういった側面も考慮しなければならないと思う。

○岡本委員 霞が関のサービス・センターは、一団地の官公庁施設の都市計画がかかっているエリア内である。官公庁の都市計画は、仮にその中に民有地があれば、最終的には収用してでも官公庁用に使うという都市計画であり、サービス・センターの底地を民間で売却することは、都市計画との関係では通常あり得ない話ではないかと思われる。

○小野国庫課長 多分そういったこともあるかと思うので、単に資産価値が高いからといって高値で民間に売ればよいという発想は今までなかった。

ただ、繰返しであるが、例えば、大手町などについて、全体として再開発の流れがあるときに、あのエリアの中の一角だけそこにあるからといって売却しないように頑張るといった話ではないので、そこはむしろ地域の有効活用に資する形で、なおかつセンター用地の資産価値が先ほどの大手町敷地と同じような形で確保でき、全体として印刷局が保有している財産から機会費用の問題コスト損が生じることがないようにしたいと考えている。

○加藤委員 工場について、例えば、王子工場は容積利用率が非常に低い。工場が分散されていることは理解できるが、王子は切手を製造する唯一の工場である。要するに、移転することも含めるのか、また、王子の容積率の有効利用について、どのように考えているのか。

○小野国庫課長 王子についても、各種一定の役割をいろいろと担っており、最新式の機械なども入れている。したがって、例えば、ここを5年、10年といったスパンで廃止するといった選択肢はとり得ないと思われる。

ただ、片側で王子の立地等を考えたときに、どういう形での有効活用方策があるかということは、滝野川も同様であるが、いろいろと考えていかなければならない。例えば、銀行券などについても、今、製造ラインをフルに稼働させており、日銀券の改刷などに即してラインを構成して、ここ数年間は目いっぱい回してきた状況がある。今後の様々な諸事態に対応するときに、日銀券等につい

ては緊急に改刷すべき場合もあるので、高度利用をしようとしたがために計画が崩れてしまう形になると、いろいろと問題がある。工場の有効活用策をどのように考えていかなければならないのかということは、その辺も留意しながら考えていきたい。

ただ、すべての工場について、一気に有効活用するというわけにはいかない。先ほど岡本委員からお話があったように、都内の工場の中でも、機会費用から見ると一番どこが高いのは虎の門工場であるということであったが、有効活用方策として、どこにまず焦点を当てて、そういった機能のどの程度をどのようにほかの工場に分散していくのかといったことを含めて検討を進め、将来的には、それぞれの工場について有効活用を図ってまいりたい。

○大西主査 最後に幾つか私から御質問したい。例えば、渋谷の寮などはかなり路線価も高い。工場等の有効活用、職員宿舎については、先ほどの地価も含めて御検討されるということであるが、検討の方向性はある程度我々の意向もくんでいると思っている。今回、我々で事前質問した中で、工場の有効活用もしくは宿舎等についての具体的なスケジュール、方針については、実際いつぐらいまでに検討結果をいただけるか。

○小野国庫課長 これは非常に難しい部分であり、宿舎などについては、とにかくしっかりとやっていきたいと考えており、東京都内は宿舎の土地の価格等が高いので、まずはそういったところをやっていかねばいけないと考えている。

独法なので、基本的には大体5年間で中期計画を定めることになっており、その中でしっかりと反映させれば、その計画の文言の形で5年間の計画の中に折り込める。

ただ、業務の部分については、今、行政減量・効率化会議なり総務省なりで業務のお話をいろいろいただいている。したがって、現在の独法を見直すときに、必要な業務があることを前提としながら、それに必要な資産はどういうものなのか切り分けを行い、必要なものについて有効活用を図っていくという考え方である。ただ、新聞などでは、全体的に民営化せよといった御議論もあるとのことで、現時点で、私は全体の御議論がどのようになるのか判断できる立場にないが、全体像がはっきりしないまま、印刷局等の中で資産の部分のみ切り出して議論することは、非常に難しい環境であると思われる。

その辺の議論をできるだけ早目に整理していただく中で、今のような形で、今後の業務分野が何なのかということが明らかになった後、そこに必要なものは何なのか、そういうものを有効活用することはどういう主体のために必要なのか、あるいは、それに関しての枠組みを独法全体として横断的にどのように整理するのか等を踏まえることにより、本当の意味で、独法の財産の有効活用にも貢献できるのではないかと考えている。

我々としても、できるだけしっかりとした形をつくり、前広に対応したいと思うが、それらはすべてリンクする話であり、これについては関係諸委員会と御連携の上、御指導いただけたら幸いである。そういうものを踏まえつつ、しっかりと対応してまいりたい。

○大西主査 今のお考えは、ある意味でおっしゃることはわかる。ただ、業務の見直し等も含めて、廃止の必要性を考えるという側面もある。

一方で、業務の必要性は別として、必要ではあるが、資産債務改革の基本的な考え方に沿って、

例えば、宿舎と地価が非常に高いところにあるが、そこに必ずしもある必要がない資産を、そうでないところに移転させることは、業務の見直し如何に係わらず、考え方を整理することは可能かと思われる。

○小野国庫課長 要するに、有効活用は、それはそれでやっていかなければいけないと思う。ただ、その成果がどこに帰属されるのかについてや、印刷局なり造幣局なりが、ゴーイング・コンサーンの事業主体として、その事業をどういった形でやっていくのかは、それに必要な財産とリンクする。私どもとしては、国の財政に資産面から最も貢献するという観点から、今回の整理合理化案全体を1つのパッケージとして御提示申し上げているところであり、全体像が変わったときにお示したように、これが国庫に貢献する形での枠組みにできるかどうかという、少なくとも、ダイレクトに資産という面で見れば、色々な議論・問題もまた出てくると思われる。

いずれにせよ、処分の成果の帰属といったその辺の整理が曖昧では、独法全体として何のためにやっているのかがはっきりしないところもあるので、そういった視点も含めながら、御検討を賜ればと思っているところである。私どもも有効活用に向けて誠実に取り組みたいと考えている。

○大西主査

今日、我々の方で幾つか申し上げた点については、御検討をいただきたい。特にスケジュールの点については、お考えは分かるが、できることからやっていくという考え方もある。これについてはその都度、是非御検討いただきたい。

○小野国庫課長 当然、誠実に対応してまいりたい。

○大西主査 今日のヒアリング結果を踏まえ、我々でコメント等を整理してお出しすることも考えているので、そのような場合には、また対応をよろしくお願ひしたい。

(独立行政法人国立印刷局関係者退室)

○大西主査 それでは、これから12時までの間、幾つか御協議をさせていただきたい。

まず、昨日、それから今日とヒアリングをしてきたが、ヒアリングのやり方について、何か御意見があれば御発言をお願いしたい。

○西川審議官 前向きにやっているところもあれば、スケジュール感が明確でないところもあるので、いつまでに何をするのか、もう少し詰めてもよいのではないかと思う。

○大西主査 昨日、今日、それから24日にももう一回ヒアリングがあるが、やはり我々としてコメントなり、意見等を申し上げた方がいいのではないかという気もするが、その辺のフィードバックの仕方等について、もし御意見があればいただきたい。

○緒方委員 昨日と今日のヒアリングだけで簡単に比較はできないが、それぞれの独法によって対応の温度差が極めて大きいというのがよくわかる。積極的に資産債務改革に取り組んでいるところもあれば、そうではないようなところも見られて、今ある資産をできるだけ死守しようというふうな説明を一生懸命するようなところもあって、全部の独法に改革の意図がきちんと浸透していないのではないかと思う。

○大西主査 それは、私も同感である。そういう意味で、1つは、先ほど申し上げたとおり、我々としてもきちんと文書でコメントを出した方がいいのではないか。2つ目は、11月に再度ヒアリン

グする機会を設けることも可能ということなので、もう一回意見を出して、再度検討していただき、ヒアリングで招聘するということもあり得ると思う。

○岡本委員 その前に、このワーキンググループのアウトプットのイメージを固めておく必要がある。財務省の国有財産の会議のときは、各省からヒアリングを行い、現地視察も行い、有識者会議側の方で、個別に、廃止、移転・集約化など、かなり具体的なイメージを持って最終の報告書を取りまとめた。こちらのワーキンググループでも同じように、個別列举型で、若干の分類をした上で、例示の形で具体例を出していき、有無を言わず実行させるというようなアウトプットをイメージするのか、あるいは検討の類型をワーキンググループでつくったので、あとは独法側でよく考えなさいということと終わってしまうのか、その辺のワーキンググループのアウトプットをどうするかということと、ヒアリングの仕方が絡んでくるのではないか。

○大西主査 今の点について、事務局の方から御説明をいただきたい。何らかのレポートを出すというイメージなのか。

○亀水参事官 この一連の作業の最終的なアウトプットは12月末の整理合理化計画であり、今、関連4会議で並行して検討している結果が、整理合理化計画の中で、例えば法人の廃止、統合、あるいは業務の廃止、民営化、「市場化テスト」にかけるとか、そういったことと併せて各法人について、資産債務改革の観点から、何を売却するとか、集約化するとかということが記載されるのではないかというイメージを持っている。他方、これとは別に、このワーキンググループの活動のとりまとめという形で、11月中だと思うが、行政減量・効率化有識者会議へフィードバックするというタイミングがあると思うので、そのタイミングに向けて、このワーキンググループあるいは資産債務改革の専門調査会として何か別のものを取りまとめるかという点については御議論いただきたいと思う。

○大西主査 イメージとしては、もともと独立行政法人の資産債務改革ワーキンググループは、専門調査会の下部組織として立ち上げられたものであり、もともとは、資産債務改革の専門調査会の方から、行政減量・効率化有識者会議に提言をして、そのフィードバックということでこの作業を行っている。そういう意味では、最終的には、資産債務改革の専門調査会として調査した結果を行政減量・効率化有識者会議にフィードバックして、そこで集約されるのではないかというイメージを持っているが、いかがか。

○河内企画官 御指摘のとおりであり、ワーキンググループから専門調査会に我々がアウトプットとして固めたものを報告し、さらに専門調査会から有識者会議にフィードバックしていただく。有識者会議は、独法改革の本丸であり、法人自体について廃止・民営化といった根本の部分から、資産債務はどうするのかというところに至るまでの網羅的なパッケージを年末につくることになっている。そのうちの資産債務の部分については、専門調査会、ワーキンググループで議論した結果、こういうアウトプットを導いたという御報告をすることになるのだと思う。アウトプットのイメージについては、岡本先生の御指摘はかなり重要だと思っており、こういうときに該当するときには、こういう処分をするべきだという一般的なルールのみを示すのか、あるいはルールを示しつつ、これは売るべきだという例示を幾つか出すのか、あるいは何区の何は売rinaさい、これはこうしなさい

いということ網羅的に示すのか、いろいろな段階があると思う。

○大西主査　そういう意味では、101の独立行政法人すべての資産について網羅的にこうだというのは、多分物理的に無理だと思う。基本的な考え方をまず示した上で、ヒアリングをした範囲で、これはこういうふうにすべきだというものを例示的に示していくことしかできないのではないかと。網羅的というのは、ヒアリングを全部しないと、なかなか難しいと思う。

○西川審議官　資産債務という観点から改革に切り込んだのは、今回初めてであるが、1回目というのは、やはりルールというか、考え方をしっかりとおすということが特に大事だと思うので、その点、抽象論だけをやってもしょうがなく、具体的に例えばこのようなものは処分しないとけなくなるのだということはある程度具体性のメルクマールを伴って、今年打ち出せば、今後の独法改革の中で1つの準則となって、自動的にメカニズムが回っていくことになるということが一番の成果になっていくのではないかと。

○翁委員　感想は2つあって、1つは、101についてやはり本当に温度差が大きいので、アウトプットのところに行き着く前の段階で、比較的前向きに取り組んでいる良い事例を例示して、もう一回独法全体に対して、もっと徹底した見直しをするようにということを行う必要があるのではないかと。一生懸命取り組むところは、いろいろ出してきて、そうではないところは、そうでないというような状態にしておくということは、余り好ましいことではないと思う。もう一つは、行政減量・減量化有識者会議の方では、資産債務の観点からの切り込みが全くできていないので、こちらの会議で資産債務の観点から切り込んでいくということは、最終的に独法の在り方を考えていく上でも、大きなヒントになると思う。最終的に独法を廃止するとか、民営化するというのは、そうたくさん出てくるかどうかというのは、現段階では本当にまだわからないところなので、やはりできる限り資産債務の方からの切り込みというのを早い段階でやっていくということは、重要なことではないかと思う。

○加藤委員　先ほどの話にもあったとおり、独法自体で非常に温度差があることから、少なくともどういう形で独法に認識させるかということも、アウトプットの1つではないかと思う。101の独法を全部ヒアリングするわけにはいかないのと、101の独法の喚起を起こすということは非常に重要なことであると思う。

○緒方委員　時間的にできるかどうかかわからないが、本来ならば101の独法すべてについてヒアリングをするということを行わないと、真剣に考えないところもあるのではないかと思う。時間がなから無理だろうが、ヒアリングは、できるだけ多くの独法にした方がいいのではないかと、昨日、今日の感想から思う。自分のところは、ヒアリングがないからといって余り考えない、問題意識を持たない独法も多いのではなか。

○大西主査　事務局に確認したいが、ヒアリングの幅をまず広げるという御意見があり、また、課題を掲げている独法に対して再ヒアリングをかけるということもあるが、日程的には、ヒアリングはあと何日ぐらい可能なのか。

○亀水参事官　先ほど申し上げたとおり、年内に独法整理合理化計画をとりまとめるというのが、1つのゴールになっており、11月のいずれかのタイミングでは、各関連3会議から、行政減量・効

率化有識者会議へ、中間報告か最終報告かわからないが、一旦報告をすることになると思う。今のところ、既に事務的には11月8日と13日に日程を押さえておいていただくようお願いしており、昨日、今日のWGでヒアリングをした法人に対して、仮に再検討事項があるとすれば、また作業を依頼し、多分8日になるのだろうが、そのタイミングでまた呼んで聞くということは可能だと思う。13日の方は、ややとりまとめ的な御議論をいただく場になるのではないかというイメージでとりあえず日程をお願いしているところである。

○大西主査 そうすると、ヒアリングという意味では、スケジュール的には、1日ぐらいという感じか。

○西川審議官 昨日のヒアリングで感じたことだが、資産を効率的に持つということについての認識のレベルを上げるということが今回のアウトプットとしては、費用対効果が大いところではないかと思う。101法人あり、また、時間が限られている中で、なるべく多くヒアリングを、と言っても難しいので、今までヒアリングを行ったところで、きちんと認識レベルがぐっと上がっていないところは、こんなに厳しく認識を迫られるのだというエビデンスを出すことを少し考えたらいいのではないかと思う。あと、今まで呼ばれていないところについて、追加で1、2団体を考えるというのも一つの考えではあるかと思う。あと、今回の議事録が公開されるので、議事録を公開するときに、公表のご提案のあった評価に関するアンケート結果をその際一緒に公表し、それから、今回のヒアリングについては、こういう評価になっているので、是非一層の努力をしてくださいということを101法人に検討頂くのもいいのではないかと思う。

○大西主査 今回の検討させるタイミングとしては、どの段階というイメージか。

○西川審議官 実は3回目のヒアリングが来週になってしまうので、その2回目までのヒアリングだけを踏まえてどうするのか、3回目をどう入れ込むのか、少し事務局の中で相談させていただきたい。ただ、10月24日のヒアリングが終わってからアクションを動かしているのでは、なかなか間に合わなくなってくるのではないかと思う。

○河内企画官 昨日、今日、ヒアリングをしていただいたところについては、勿論、24日まで待つことなく、今回のヒアリングを受け、こういう問題意識があるというのを先方に投げるという作業があるのだと思う。それで、11個を更に12個目以降に広げるのか、ヒアリングしていただいた11個について議論を深めるのか、そのどちらの方向性でお考えいただくかという話だと思う。多分、2点あると思うが、1つは、先方も独法によって温度差があると思うが、かなり時間と労力をかけて準備してきているというところがあり、前々回、9月28日に、11独法をヒアリングすることについて御確認いただいた段階で、先方に10月の上旬から中旬にヒアリングがある旨伝え、それから半月がかりで、いろいろ写真なり答えなりを用意して持ってきていただいたのが、今回の話であるというところから考えると、今から新しく12個目のこの法人について準備をお願いするということで、今月のしかるべき段階で伝え、こういったものを持ってきていただけるかどうかというのは、1つあると思う。もう一つは、我々がピックアップした11という数が、他の関連会議でピックアップされている数に比べて著しく少ないかというような観点から考えたときに、そこは必ずしもそうではないので、そういったところも御考慮いただく必要はあろうかと思う。

○大西主査 そうすると、ヒアリング対象法人を拡張して、11月8日にヒアリングをすることとした場合に、いつまでに伝えれば間に合うのか。

○河内企画官 例えば28日に伝えて、半月以上、大体二十日弱の時間を経て今日が来ているので、3週間後の11月8日にヒアリングをお願いしますという話をもし伝えるのであれば、彼等と同じタイムスパンを与えるのだとすれば、タイムリミットは今週中ということになるのではないか。

○大西主査 次回にヒアリングが2時間あり、再ヒアリングが特に必要なケースというのも幾つかあるのだろうが、幾つか新規で呼んで、101全体が対象であるという状況をつくっておく必要があるのではないか。もしそれが可能であれば、候補はある程度頭にはお持ちだと思っているので、割と短期で決められないこともないし、半月ということであれば3週間も要らないと思う。

○河内企画官 事務的には、勿論11以外の法人について、金輪際無罪放免というわけではなく、いつでも必要に応じてヒアリングの場には呼ばれる可能性はあるということは言っているが、それと具体的に一定の準備をお願いするというのは、また若干別の話だと思ふ。ヒアリングに来ていただきたいということ自体は、何ら信義に反することは全くないが、一定の時間的余裕を与えるということは最低限必要な配慮かと思う。

○大西主査 ヒアリングが次回1日あるとして、できる限り、再ヒアリングと、追加で対象法人を広げるヒアリングの両方をやった方がいいのではないかと思うが、いかがか。

○岡本委員 ヒアリングの対象としては、少なくとも全省庁についてやったという程度のこととしてはしておく必要があるのではないか。例えば農水省関連など、省庁によっては全く入っていない省庁がある。独法を所管している府省すべてに対してヒアリングを行うということは、意識啓発をする上でも必要ではないかと思う。あと一点申し上げるとすれば、同じ役所の中でも、局ごとのバランスを取った方がいいのではないか。数団体を加えるときには、これらのバランスを取って加えればいいのではないかと思う。あと残りについては、重点的にここを詰めた方がいいのではないかと思われる個別の案件を事務局の方でピックアップして、ヒアリングはしないけれども、このワーキンググループとしての質問だということで、質問状を送付すればいいのではないか。

○大西主査 それでは、ヒアリングということで整理すると、次回ヒアリングは追加ヒアリングも視野に置いて検討することとし、どの法人を呼ぶかについては、省庁のバランスを考えた方がいいという御意見であるが、そういう方向でよろしいか。

再ヒアリングについては、特にそういう必要性が強いケースを各委員からの御意見と、24日のヒアリングも踏まえた上で検討したいと思う。そういう形で次回11月8日を考えるということである。

○亀水参事官 仮に8日に11法人以外の法人についてヒアリングする可能性があるのであれば、委員の皆様の御意見をお伺いし、論点が幾つかまとまった法人について追加ヒアリングの対象として検討するというのはいかがか。会議の終わった後、皆様から事務局あてに、再ヒアリングの対象法人と追加ヒアリングの対象法人について、御意見をいただくような形にしてはどうか。

○岡本委員 それは、できれば事務局の方で目利きをしていただくのがいいのではないか。その上で、この辺がポイントだけれども、特にそれをヒアリング対象とするかどうかについては、各委員

の意見を聞いて、こことここぐらいにしようということではないか。

○亀水参事官 承知した。事務局としても、できる限りの整理をさせていただき、それと併せて委員の皆様の御知見から、この法人の特にこの点というのがあれば、我々の作業も大変やりやすいと思うので、是非よろしくお願ひしたい。

○加藤委員 101の独法全部をヒアリングするのは非常に難しいので、岡本委員からお話があったとおり、所管省庁という観点から、網羅的にヒアリングすることは大切ではないかと思う。多少、問題がない省庁というものはあるのか。

○亀水参事官 例えば先ほど御指摘いただいた農水省関係の独法は、研究機関が非常に多く、都心に事務所ビルを持っているとか、宿舎をたくさん持っているということが余りなく、東京以外の地域に研究所などをいっぱい持っているケースが多かったため、当初、検討したときには、11法人には上がらなかったという背景があった。

○大西主査 いずれにせよ、ある程度各省のバランスを考慮するという御検討いただきたい。

次に、各法人への打ち返しについては、何らかの形で必要なのではないかとと思うが、いかがか。それとも個別ではなく、ヒアリングで指摘した問題点を全法人に投げることとし、それが各個別法人へのコメントも兼ねるというやり方もあると思うが、事務局としてどういうやり方がいいのか、何か意見はあるか。また、各委員の方からも御意見を願ひしたい。

○亀水参事官 今の御指摘は、例えば今日であれば印刷局なら印刷局、造幣局なら造幣局に指摘のあったことを、ほかの法人にも指摘するということか。

○翁委員 前向きな取組事例自体を先方に送って、同じような取組をするように促すということが一つ考えられるのではないか。

○大西主査 私が申し上げるのは、翁委員のようにどちらかというと前向きな法人について御紹介するというものと、逆に、我々としての見解を申し上げるというものの両方の意味で申し上げた。

○岡本委員 そこは最初に申し上げたとおり、事務局としてこのワーキンググループのアウトプットのイメージを決めていただかないと、後の議論が全部それに関係する。個別の物件を取り上げて、ある種の類型区分をしたときに、典型的なものとして、事務所のうちこれは売却、会議所のうちこれは売却、というようなアウトプットを出すということであれば、事務局でそれなりのことをやっていただく必要があり、先ほどの類型区分ごとに方針だけ決めるというアウトプットであれば、そこまでやる必要もない。

○河内企画官 御指摘のとおりであり、さらに言えば、アウトプットのイメージというのは、行革事務局、あるいは行政減量・効率化有識者会議がつくる全体のアウトプットのイメージにもかなり依拠すると思う。

我々も事務的に行革事務局とはかなり意思の疎通を図っているので、行革事務局と平行に走りながら固めていくのではないかと思う。

先生御承知のとおり、最終的なアウトプットは100%閣議決定という形で決まるものだと思われ、各独法を所管する省庁との間でコンセンサスとしてつくり上げることになるので、余りに相手省庁

の意識とかけ離れた形で作っても、それが最終的な生成物にならないという意識は、行革事務局も強く持っているはずである。行革事務局とよく意思疎通して、アウトプットの形が固まり次第、御報告したいと思う。

○西川審議官 いずれにしても、我々が成果として上げていくためには、まずは既にヒアリングすると決めている 11 法人のところで、きらりと光るものを作っていく必要がある。

○大西主査 そうすると、やはり今回のヒアリングで課題となった法人について、見解が違う場合には何らかの意志形成をするためにも、再ヒアリングが必要になるということか。

○西川審議官 そのとおり。

○河内企画官 ルールセッティングを合意するのか、個別にこれを売却させるということ合意するのか、その合意するレベルによって作業の大変さというか、相手との手間暇は違ってくると思う。

○岡本委員 感覚的に申し上げれば、ある程度の例示がなければ、マスコミの方でも取り上げてはくれないだろうし、逆にいうとマスコミとも連携を取りながら、各独法に意識啓発することにつながる必要があることから、何らかの形の例示程度は出すことになるのではないか。ただし、閣議決定で決める内容と、専門調査会で発表するペーパーとは、違っていいのではないか。

○西川審議官 アウトプットについて、有識者会議に専門調査会として正式に報告するもののほかに、当ワーキンググループとしての考えや、もっと柔らかく言えば座長の御所感のような今後のルール作りのようなことをする工夫は、いろいろできるのではないか。

○翁委員 私はちょっと違う意見を持っているのだが、やはり今回は 101 独法全部を横串で見直す唯一のチャンスなので、意識啓発を 12 月にしても意味がなく、一回早い段階で、全独法についてもっと検討すべきということと言わないと、成果に結び付かないのではないか、今回のヒアリングのところだけを幾つかやるということだけでは、少し足りないのではないか。

○西川審議官 全独法に対する意識啓発を 12 月の段階で行うという意味ではなく、例えば今回のヒアリングの議事録を公開し、また、ご提案の委員の方のアンケートによる評価を公表することによって、101 法人に対して、取組が進んでいるところはどのように進んでいるので、再検討していただきたいという依頼を 10 月の終わりぐらいまでかけて発出することを検討する。

○大西主査 私も同じ考えであり、追加ヒアリングというのは、ごく一部しかできないと思うが、議事録を公開したり、委員による評価を公表することを通じて、全独立行政法人に対して、同じ意識を持つように、何らかの形のメッセージを出すべきなのではないかと思っているが、いかがか。それから、先ほどのアウトプットについては、行政減量・効率化有識者会議の方でも整理されるが、それと別に、総論については、昨日、協議させていただいたが、それとともに各論でもきちんと詰めていく。このワーキンググループとしてはそういう路線で、限られたスケジュールの中で、できる限り追加ヒアリングもやるし再ヒアリングもやるということでやっていきたいと思うが、よろしいか。

○西川審議官 具体的には、昨日、今日のヒアリングを受け、ヒアリング対象法人については、今回のヒアリングで受けた論点を事務局において整理しつつ、委員の方々にも御意見をいただき、送付する。もし追加でヒアリングをすべきという法人があれば、委員の方からも御意見を承りたいの

で、また追ってできるだけ早く御連絡したいと思う。

○大西主査 今日議論はこれでよろしいか。事務局の方はちょっと忙しくなるが、是非よろしく
お願いしたいと思う。

以上をもって、第3回「独立行政法人の資産債務改革に関するワーキンググループ」を閉会する。